

愛媛県の外国人技能実習生に関する現状について

A consideration of the current situation
of foreign technical intern trainees in Ehime

大久保 元正

キーワード：外国人技能実習生、愛媛県、東予

はじめに

本稿の目的は、愛媛県の外国人技能実習生に関する現状について、各種のデータを基に記述することである。

厚生労働省「外国人雇用状況」によると、2018年10月末時点での日本で働く外国人労働者数は約146万人であり、過去最高を更新した¹⁾。また、日本はこれまで、単純労働力としての外国人労働者の受け入れを表立っては認めていなかったが、「特定技能」という在留資格を新設することで、2019年4月から彼／彼女らを受け入れる方向に舵を切った。しかしながら、望月（2019）や高谷（2019）も指摘するように、その基盤になると想定されるのは現行の外国人技能実習制度である。また、技能実習制度が消滅するわけでもない。したがって、今後の日本で特定技能資格者が増えていき、この資格について多方面からの研究が行われるにしても、この資格者の供給源となる技能実習生について現状把握を更新しておくことは必要であろう。また、後述するように、実習生の受け入れ事情は都市・地域や業種・職種によって様々であり、対象をある程度絞って観察していくことも必要である。

そこで今回は、その観察の対象として愛媛県を選択した。これも後述するように、四国地方は全国でも外国人労働者数に占める実習生数の割合が高い場所であるが、その四国の中でも愛媛県は、実習生数の割合がトップである。この傾向は今後も続くと思われるが、愛媛県の実習生事情について本格的に調べた研究はまだないと思われる。そのため、本稿はあくまで各種データの提示にとどまるものではあるが、これを愛媛県の技能実習生研究の端緒としたい。

1 外国人技能実習生に関する数値

愛媛県の実情の記述に移る前に、まずは実習生数に関する全国的な現状をいくつかの側面から確認しておこう。

まず表1は、都道府県別に見た、近年の実習生数および2時点間で比較した場合の対比值である²⁾。2012年12月末時点と2018年12月末時点で実習生総数を比較すると、2.17倍に増加している。また、すべての都道府県で実習生数が増加していることが分かる。より細かく見ると、まず人数面では、愛知、埼玉、広島、千葉、茨城、岐阜、大阪、福岡、神奈川、兵庫、北海道、三重といった県の人数が1万人を超えている。これらの県では、自動車製造、食品製造、建設、農業、縫製などに従事している実習生が多いと思われる。次に対比值の面では、沖縄のような特殊な例を除くと、東京や神奈川などの首都圏で4倍以上の伸びが見られる。この要因には、2020年東京オリンピックに向けての建設需要が含まれていると思われる。また、宮城や福島などの東北地方や熊本でも3～5倍の伸びが見られる。この要因には、震災復興のための建設需要が含まれていると考えられる。

このような目立つ要因を抱える地域を脇に措いても、2時点間比較で2倍を超える伸びが多くの県で見られることから、地方での人手不足がますます進行しているという事情がこの表1からは透けて見える。志甫啓は以前、都道府県別のデータを用いて、実習生が多く見られる地域とは、①景気回復期に高卒新卒者の地域労働市場への流入が相対的に大きな地域と、②人口の再生産水準や出産適齢期人口の割合が低い高齢化が進んだ地域であると分析した（志甫、2012：53）。上林千恵子はこれを受けて、そうした地域では、若年者が県外あるいは県庁所在地などへ流出していく中で、地域社会の経済（農業や中小製造業）を維持する労働力として実習生の受け入れが行われているという（上林、2019：8）。このように、現在の日本では、地方での実習生の活用を基本としつつ、大都市を含む地域でも実習生数の大きな伸びが見られるという、実習生依存状態が大いに進行していると言える。

表1 都道府県別・近年の外国人技能実習生数および対比值

都道府県	2012年 12月	2018年 12月	比	都道府県	2012年 12月	2018年 12月	比	都道府県	2012年 12月	2018年 12月	比
北海道	4,285	10,825	2.53	石川	2,619	5,279	2.02	岡山	4,698	8,645	1.84
青森	779	2,099	2.69	福井	2,968	4,336	1.46	広島	8,350	15,315	1.83
岩手	1,306	2,991	2.29	山梨	748	1,739	2.32	山口	1,960	4,383	2.24
宮城	749	4,030	5.38	長野	3,242	5,841	1.80	徳島	2,140	2,788	1.30
秋田	849	1,064	1.25	岐阜	10,160	13,372	1.32	香川	2,929	5,516	1.88
山形	1,092	2,094	1.92	静岡	6,488	12,711	1.96	愛媛	3,875	6,029	1.56
福島	1,053	3,888	3.69	愛知	16,500	34,242	2.08	高知	678	1,625	2.40
茨城	9,505	15,180	1.60	三重	6,439	10,326	1.60	福岡	3,124	11,324	3.62
栃木	2,997	6,907	2.30	滋賀	2,442	4,931	2.02	佐賀	1,215	2,636	2.17
群馬	3,751	8,945	2.38	京都	1,339	4,023	3.00	長崎	1,335	2,879	2.16
埼玉	5,334	15,812	2.96	大阪	4,937	13,314	2.70	熊本	2,346	7,232	3.08
千葉	5,873	15,268	2.60	兵庫	4,781	10,856	2.27	大分	1,553	3,641	2.34
東京	1,953	8,842	4.53	奈良	1,277	2,175	1.70	宮崎	1,343	3,147	2.34
神奈川	2,505	11,084	4.42	和歌山	536	1,044	1.95	鹿児島	1,739	4,835	2.78
新潟	1,759	3,569	2.03	鳥取	1,046	1,592	1.52	沖縄	113	2,015	17.83
富山	3,369	5,949	1.77	島根	1,304	2,011	1.54	総数	151,383	328,349	2.17

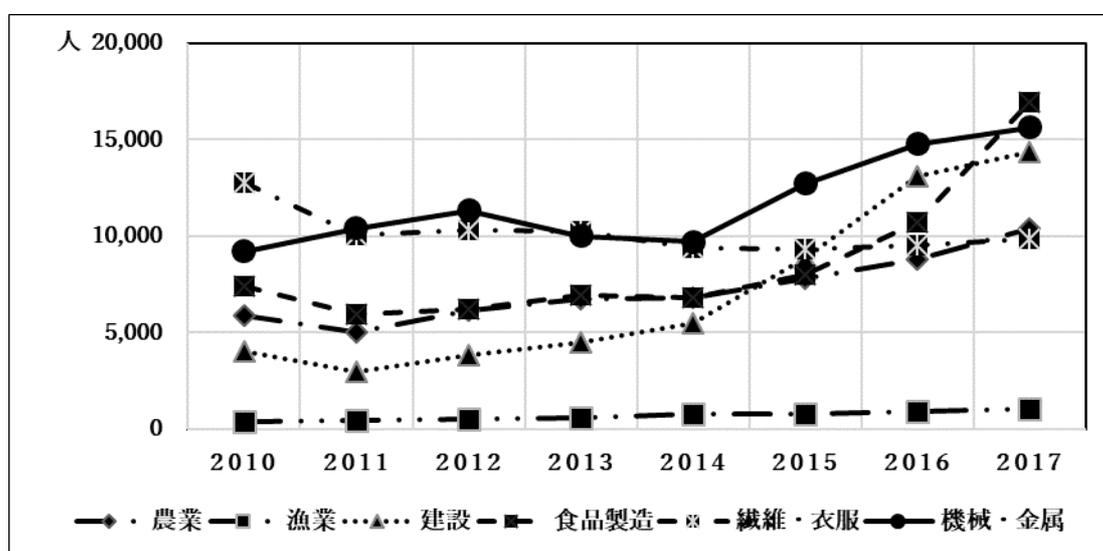
次に表2は、国・地域別に見た、近年の実習生数および2時点間で比較した場合の対比值である³⁾。かつて日本への最大の実習生送り出し国であった中国が、近年はその数を大きく減じ、それに代わってベトナムが最大の実習生送り出し国となったのは周知の通りだが、この表2からは、ベトナムに限らずフィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジアといった東南アジア諸国からの受け入れが拡大していることが分かる。特にミャンマーやカンボジアの伸びは著しい。また、キルギスからパキスタンまで、数年前には実習生の受け入れがなかった国が新たに登場しているということは、それだけ日本側が人材確保のルートを広げようとしていることの証左であろう。

表2 国/地域別・近年の外国人技能実習生数および対比值

国・地域	2012年 12月	2018年 12月	比	国・地域	2012年 12月	2018年 12月	比
ベトナム	16,715	164,499	9.84	インド	35	114	3.26
中国	111,400	77,806	0.70	バングラデシュ	36	110	3.06
フィリピン	8,842	30,321	3.43	メキシコ	34	90	2.65
インドネシア	9,098	26,914	2.96	ペルー	25	53	2.12
タイ	3,464	9,639	2.78	キルギス	0	38	-
ミャンマー	87	8,432	96.92	ブータン	0	28	-
カンボジア	425	7,424	17.47	トルコ	0	10	-
モンゴル	421	1,484	3.52	ウズベキスタン	0	9	-
スリランカ	173	487	2.82	パキスタン	0	7	-
ラオス	276	480	1.74	ブラジル	2	7	3.50
ネパール	310	257	0.83	台湾	6	6	1.00
マレーシア	39	138	3.54	韓国	66	1	0.02

続いて図1は、業種別に見た、近年の技能実習2号移行者数の推移である⁴⁾。これを見ると、特に食品製造業、建設業、機械・金属業の伸びが大きいことが分かる。食品製造業は惣菜、弁当、冷凍食品など、コンビニやスーパーに置かれる品の製造を含んでおり、それらを利用する単身世帯が増えている今、それらの製造工場で多くの実習生や留学生が働いていることは有名である。また、建設業（と造船業）は、2017年に新しい技能実習法が施行されて、実習期間が最長5年に延長されたことに先んじて、2015年の時点で先行的に実習期間の延長が認められた業種であり、他業種と比較してそもそも人手不足が著しいことがうかがえる。それに加えて、先述の通りオリンピック需要も考えられる。

図1 業種別・技能実習2号移行者数の推移



業種という大きなカテゴリだけではなく、職種別に技能実習2号移行者数の推移を見ると、表3のようになる⁵⁾。1つの業種はいくつもの職種が連なって構成されているが、表3を見ると、特にどの職種で人手が必要とされているのかが明らかとなる。まず、上述したように食料品製造の中でも惣菜製造職が大きな伸びを見せている。また、図1のグラフには表現されていない「その他」には造船業が含まれていると見られ、溶接や塗装はそこで最も必要とされる重要な職種である。さらに、建設業の中ではとび職が最も多いが、小井土彰宏によれば、「高所での作業等に従事する鳶、土台作りの型枠工などは、特定の環境制約下で仕事をやり遂げるために高い技能を要するゆえに、建設業界では人材として決定的に重要である」とされる（小井土、2019：220）。

ちなみに2017年施行の技能実習法では、実習生の多能工化のニーズに対応して複数職種での実習が可能となったが、上林によると、これは製造業の現場の事情がよく反映された内容になっているという。これまでは、例えば射出成型の職種で受け入れた実習生を、隣接する製品検査や溶接などの職種に配置することは、入管法違反（申請職種との齟齬）として摘発されかねなかった

が、特に中小企業では多職種にまたがる働き方は日常的なことであり、新法の成立によって、実態に合致するようになったのである（上林、2017：14）。

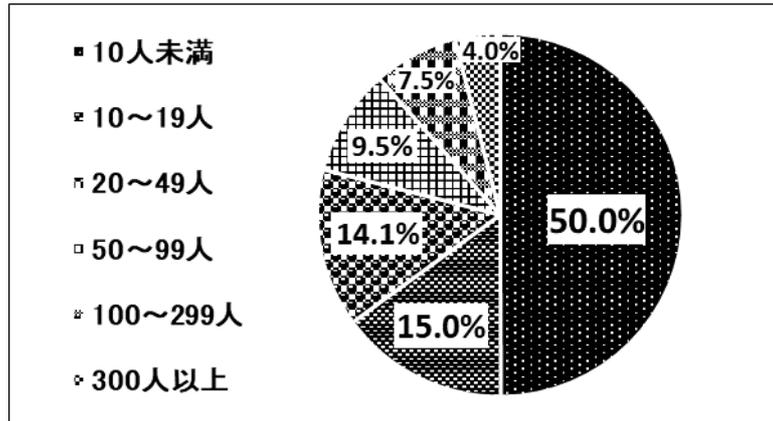
表3 職種別・技能実習2号移行者数の推移

分野	職種	2014年度	2015年度	2016年度
農業	耕種農業	6,331	7,250	8,075
繊維・衣服	婦人子供服製造	7,700	7,862	7,473
その他	溶接	5,439	7,384	7,039
食料品製造	惣菜製造	-	487	5,259
その他	プラスチック成形	4,076	4,351	4,797
建設	とび	1,750	3,094	3,840
機械・金属	機械加工	2,707	3,310	3,172
食料品製造	非加熱性水産加工食品製造	2,678	3,207	3,163
機械・金属	電子機器組立て	1,893	2,470	2,845
その他	塗装	1,741	2,241	2,802

さらに図2は、団体監理型技能実習実施機関の従業員規模別構成比（2017年度）である⁶⁾。実習実施者の実習生受け入れ方式に関しては、2017年末時点で団体監理型⁷⁾が96.6%を占めているが、そのタイプの実習生受け入れ企業を従業員規模別に見ると、零細企業の占める割合が高いことが分かる。

ここでただちに想定されるのは、経営状態が悪く、人件費が高い日本人を雇う余裕のない中小零細企業が実習生を雇用しているのではないかということだが、この想定は正しいとは言えない。すでに二階堂（2016）らが、実習生を雇用する場合には日本人を雇用する場合と同等以上に経費がかかることを指摘しているし、眞住優助も、技能実習生を雇用する企業は経営が良好であることを意味するわけではないと但し書きをしてはいるが、「市場から最も退出を迫られている企業は、技能実習制度を活用するための資源や条件を持ち合わせていない……むしろそうした企業に比べて、技能実習生を導入する企業は、相対的にみると生産や売り上げの面でより安定している。ゆえに、少なくとも同一産業の企業間比較でみた場合、技能実習生を雇用する企業ほど企業間序列の最底辺に位置するとはいいがたい」と指摘している（眞住、2018：491-2）。さらに、上林も埼玉県川口市の事例を取り上げて、「川口のような地価、人件費の双方が高い地域での中小製造企業は優良企業しか生き残れない。鋳造業者が年々廃業していく中で、現在でも技能実習生を雇用し続けている企業は受注生産で高品質の製造品目を生産している優良企業である」と述べている。（上林、2019：10）。

図2 団体監理型技能実習実施機関の従業員規模別構成比（2017年度）



2 愛媛県の外国人技能実習生について

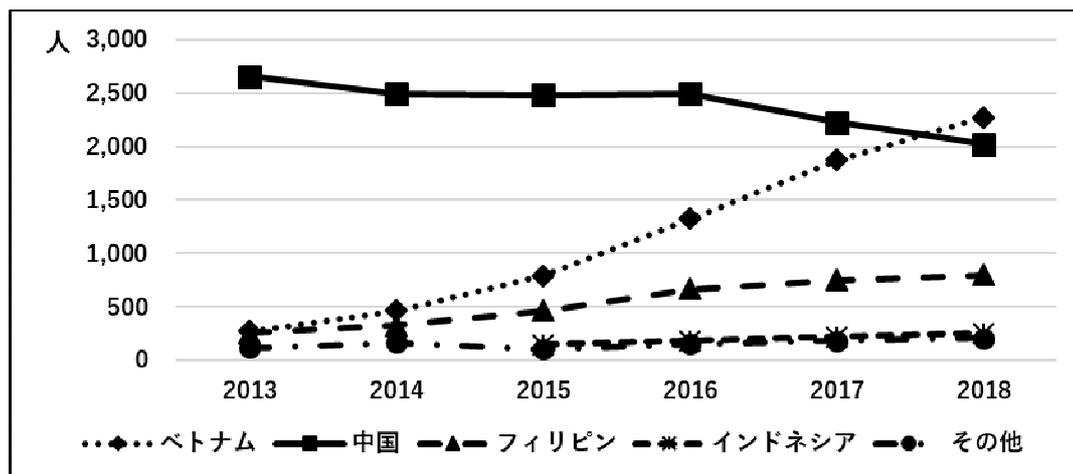
ここからは、愛媛県における実習生の実情の記述に移ろう。愛媛県内の2018年10月末時点の外国人労働者数は8,376人で、そのうち技能実習の在留資格者は5,555人である⁸⁾。表1でも見たように、全国的に比較した際に愛媛県の人数はさほどでもないが、外国人労働者数に占める実習生数の割合という角度から見ると、愛媛県の66.3%という数値は全国2位である⁹⁾。つまり愛媛県は、労働現場における実習生への依存度が全国の中でも相当高い自治体ということである。ちなみに、5,555名の実習生のうち、県内の組合での管理は4,400名ほどであり、残りの1,000名程度は他県の組合から、もしくは企業単独型での受け入れである¹⁰⁾。

次に、愛媛県の国籍別実習生数の推移は図3の通りである¹¹⁾。愛媛県でも以前は中国から受け入れる実習生がほとんどだったが、やはりその数は減っており、近年はベトナムからの受け入れが急増している。愛媛県外国人技能実習生受入組合協議会は、愛媛県中小企業団体中央会のベトナム経済ミッションの一貫として、2014年にベトナム労働省と「ベトナム人技能実習生の受入れに関する協定」を締結した。この協定は、ベトナムからの優秀な人材の送り出しと、県内組合を通じた企業での適正な実習の実施、情報交換の促進や文化交流などを行うことを目的に締結され、ベトナム労働省との協定締結は全国初の試みであった¹²⁾。さらに2015年には、ミャンマーからの実習生受け入れに向け、最大都市ヤンゴンで協議会のメンバーらが現地の送り出し団体などを視察し、ミャンマー労働省当局とも実習生受け入れ手続きの円滑化に向けて協議を行った¹³⁾。

しかしながら愛媛県は、今後も引き続き多くの実習生がベトナムから来てくれるかどうかには懐疑的であり、またミャンマーも大きな問題を抱えていると見ている。愛媛県知事によると、ミャンマーには国会議員を中心に作られている協会があり、日本でミャンマー人の実習生を受け入れる場合、この協会に入会金と検査という名目で、1人あたり数万円を払う必要があるという仕組みになっている。そのため受け入れ企業が負担するコストが、他国から実習生を受け入れる場合

に比べて非常に高くなるという問題がある。このような事情があつて、愛媛県は新たにカンボジアに注目し始めた。カンボジア側も関心が高く、カンボジアの労働・職業訓練省と愛媛県の外国人技能実習生受入組合協議会との包括協定が締結され、県知事も立ち会った¹⁴⁾。2018年には、日本との間で技能実習に関する2国間取決め（協力覚書）の準備を進めているウズベキスタンに協議会と中央会が視察に訪れており¹⁵⁾、さらに2019年はインドにも視察に行くとのことである¹⁶⁾。

図3 愛媛県の国籍別実習生数の推移



次に、愛媛県の産業別実習生数とその構成比（2018年10月末）は表4の通りである¹⁷⁾。これを見ると、製造業が大半を占めていることが一目瞭然である。同じ資料によると、愛媛県内で外国人労働者を雇用している産業別の割合は、外国人労働者を雇用する事業所、外国人労働者ともに製造業が最多で、全体に占める割合は事業所が50.6%、労働者が67.4%である。いよぎん地域経済研究センター（2018）によれば、その製造業の中でも、造船などの「輸送用機械器具」やタオル製造などの「繊維工業」で外国人労働者が多い。先述の通り、愛媛県は外国人労働者数に占める実習生数の割合が高いので、これらの事情はそのまま実習生にもあてはまると思われる。

ところで、外国人労働者を雇用する事業所および外国人労働者の県内に占める割合は、ともに今治地域が最多で、事業所34.4%、労働者35.7%である¹⁸⁾。表5を見ると¹⁹⁾、これは外国人労働者のみの数値ではないが、松山市を除けば、今治市を筆頭に西条・新居浜・四国中央という東予地域に在留外国人が集中していることが分かる。今治の造船やタオル製造に代表される愛媛県内の製造業が、東予地域に集中していることも合致している。先述の通り、造船業は2015年の時点で先行的に実習期間の延長が認められた業種であり、人手不足が著しいことがうかがえるが、今治の造船業ではフィリピンからの実習生受け入れが伸びているとのこと、2019年7月時点で1,054人を数える²⁰⁾。

表4 愛媛県の産業別実習生数・構成比

業種名	人数	構成比
製造	4,288	77.2%
卸売・小売	413	7.4%
建設	406	7.3%
宿泊・飲食サービス	28	0.5%
情報通信	7	0.1%
医療・福祉	4	0.1%
その他サービス	47	0.8%
その他	362	6.5%
合計	5,555	100%

表5 愛媛県内市区町村別・国籍別在留外国人数（2018年12月末・上位10自治体）

市区町村	総数	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	米国	その他
松山市	3,278	821	629	608	238	7	128	93	106	648
今治市	3,181	1,436	85	630	725	58	2	13	23	209
西条市	1,333	692	57	235	138	50	-	5	6	150
新居浜市	1,156	205	188	296	132	109	1	22	21	182
四国中央市	815	221	33	353	103	4	1	2	9	89
宇和島市	373	75	30	103	88	1	-	3	7	66
越智郡上島町	292	42	1	40	125	6	-	2	2	74
西予市	272	107	17	78	38	3	-	-	5	24
伊予市	240	99	23	68	14	-	3	-	6	27
八幡浜市	205	70	11	46	48	-	-	-	2	28

さて、ここまで主に愛媛県全体の実習生に関する数値を見てきたが、上林の「都道府県の単位では大きすぎて地域社会における技能実習生の役割は見えてこない。より小さな単位の市区町村レベルを検討することによって、初めて地域社会と外国人労働者の中心メンバーである技能実習生の関係が明らかになる」という指摘は重要である（上林、2019：8）。実際、上で見たように、愛媛県において実習生の受け入れが最も多いのは今治市を筆頭とする東予地域であり、この地域を詳細に観察していかななくては、愛媛県の正確な実習生事情は把握できないと思われる。そこで今回、主に東予地域で多くの実習生を受け持っている監理団体A社への聴き取り調査内容の一部を基にして、東予地域における実習生事情の一端を垣間見たいと思う。なお、この聴き取りは2019年9月6日13時より約90分間、四国中央市に位置しているA社の本店にて、15年の実習生受け入れ業務の経験を持たれているB氏を対象に筆者が実施したものである。

3 聴き取り内容から見える東予の実習生事情

3-1 一般的事情

A社は、フィリピン・中国・ベトナムから20～30歳代の若年者を中心として、約500人以上の実習生を受け入れている。そのうち約75%を占めているのがフィリピン人実習生であり、主に今治市の造船系企業や四国中央市の紙加工系企業などで実習している。彼らはとても明るく、素直で真面目だという特徴がある。またA社では実習生以外にも、日本語の堪能なフィリピン人、中国人、ベトナム人のスタッフを雇用しており、実習生や企業からの相談や通訳に応じる体制を整えている。

基本的に東予ではずっと人手不足が続いている。高校を卒業してそのまま就職する子もいないわけではないが、みな大学に行けるようになったこともあってか、若年者が定着しない。各企業は実習生を受け入れする場合、海外の現地まで足を運び、技術テストや面接での受け答えを見るだけではなく、待ち時間中の行動、例えば他人の片づけが遅ければ手伝おうとしているかといったことから協調性なども慎重に観察して、実習生の受け入れを決定するのだという。

その後、実習生は来日して受け入れ企業で実習を始める前に、約1ヶ月間の事前研修を受講する必要がある。A社は、自社で所有している講習施設において、実習生が実習することになる現場や工場に携わった経験がある者を講師とし、現場で実際に使われる言葉や言い回しなどを中心に実習生に教えていく。また、「約束を守る」「言い訳をしない」といった日本の企業文化も実習生に教えていく。なぜなら実習生たちは、仕事でミスをした際に、言い訳をして自分の身を守ろうとする傾向が強いからである。しかし、自分に正当性がある分には主張したら良いが、同じミスを起こさないようにどう改善すべきかを考えるようにすれば、それは自分の技術が向上することと同義なのだから、現実にはミスを起こしたことをまず認めることが大事である。他にも、報・連・相や整理整頓など、実習生には馴染みが薄いのが、仕事を効率的に進めるためには基本となる企業文化を教えていく。

そうして技術を身につけていった結果、技能実習3年間修了後、さらに2年間の実習に移行する優秀な実習生もいる。企業の中には、元実習生と「ずっと連絡を取っている」とか、誕生日に必ず『誕生日おめでとう』といつも送ってくれる」というアットホームな関係を築いているところもあるという。

仕事以外のことでは、四国中央市が開催する防災訓練や国際交流フェスタなどのイベントに、A社も色々とお手伝いで参加させてもらっており、実習生にもイベントを案内して行かせている。ただ、今治市ではまだそこまでできておらず、むしろ実習生の方がそのようなイベントに詳しいかも知れない。また、この辺りは交通が不便なのでみな自転車で使っており、バスも頻繁に通っているわけではないのでなおさら不便だと思う。それから、子供が小さいのに日本に来ていると

いう実習生もいるので、無料 Wifi が使える所が多くあれば、色々な機能で家族と連絡が取れてみな助かるのではないか。

3-2 造船系企業との関係

A社を通して実習生を受け入れている造船系の企業では、バラ積み船を造っている所で実習生の需要が大きい。ただ、船体のどの部分を造る工程で実習生の需要が大きいかということは特になく、それぞれの工程で実習作業がある。実習する職種では溶接が最も多く、塗装も若干ある。溶接は熟練するほど精度が上がっていくものであるため、受け入れ企業からすると、実習を継続してレベルアップしてもらいたいと考えている²¹⁾。実際に期待を受けて、造船業で「特定活動」の在留資格や技能実習3号を希望したり、実技試験に合格したりする実習生もいた。

実習生の受け入れ企業は、従業員数50人以下の、昔から経営をされているオーナー企業が最も多い。また、常勤従業員の数を上限とする受け入れ制限一杯まで実習生を受け入れている所が多い。これらの企業は造船会社の協力会社が多いが、経営状態は波が大きいわけではなく安定している²²⁾。さらに、企業同士に横のつながりがある²³⁾。A社が受け持った実習生の多くが造船系企業に受け入れられたのは、A社が船と関係の深い海運業を母体としてスタートしたという背景もあるが、その後は企業間の紹介やロコミで技能実習生の評判が広がっていったからである。ただ、そこで技能実習制度に関心を持った企業は、制度の仕組みに関する正しい知識や情報を持っていないことが多いため、周囲から組合とコミュニケーションを取ることも同時に勧められ、組合に接触してくる。それに対してA社は、例えば技能実習制度は人材派遣とは異なり、技能移転が主目的であると同時に、自社で実習生と直接雇用を結んで面倒を見る必要があるといった知識を提供していく。

3-3 技能実習と特定技能の関係について

新在留資格である特定技能の活用に向けて、A社はすでに登録支援機関の申請を行った。体制は整っているので、申請は通ると思われる。ただ、この特定技能資格は、海外側の送り出し体制がまだ整っていない。日本在留の技能実習生の資格を切り替えることは可能かもしれないが、元実習生が海外から再入国することは現時点ではできないと思われる。フィリピンにせよ中国にせよベトナムにせよ、日本の新制度に合わせた新ルールを作らなくてはならないが、どこの国もまだできていない。日本側の法律では、特定技能は送り出し機関を必要とせず、採用したい人材がいれば直接声をかけても構わない。しかし、海外側が同じ基準を設けるとは限らず、例えば必ずエージェントを通す必要があるように整えてきたら、日本側はその仕組みに沿わなくてはならない。海外での試験受験が可能になるのも今年度下半期からと言われており、本格的に特定技能で入国してくるのは来年になるのではないか。

また、技能実習と特定技能に同じ職種がある場合は、技能、日本語、規律面で評価が高い非常に優秀な実習生が特定技能に移行するのではないかと。特定技能の試験にだけ合格して来た子と、技能実習で3年間技術を学んだ実習生と、どちらのレベルが高いかは明らかだし、企業も、どの程度の技術を持っているか分からない子を、技能実習より待遇が良い特定技能で受け入れるよりは、実績がある実習生を特定技能に移行した方が良いと思うのではないかと。もし、特定技能で来た子の技能レベルが低く、実習生に教えてもらうなどということがあれば、揉める要因にもなる。だから技能実習と特定技能に同じ職種がある場合は、まず技能実習で受け入れて、優秀な実習生には技能実習のリーダー的存在になってもらうために特定技能で残ってもらう、これが自然な流れかと思う。

おわりに

ここまで、外国人技能実習生に関する全国的な数値、愛媛県の実習生に関する数値、実習生監理団体に対する聴き取り調査データから見る、愛媛県東予地域の実習生事情の一部などを見てきた。「はじめに」でも述べたように、本稿の目的はあくまでデータの提示であるため、何らかの新しい知見を導き出すことはできない。しかしながら、愛媛県の実習生事情をより詳細に把握するためには、今治市、造船（企業間ネットワーク）、溶接、フィリピンといったことがキーワードとなるのではないかとと思われる。今後はそれらの事柄を念頭に置き、調査研究を進めていきたい。

注

- 1) 厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（平成30年10月末現在）」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html、2019年9月8日閲覧）。
- 2) 法務省「在留外国人統計」各年版より作成（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html、2019年9月12日閲覧）。
- 3) 法務省「在留外国人統計」各年版より作成。
- 4) 外国人技能実習機構「技能実習制度の現状（平成31年2月18日）」より作成（<http://www.mlit.go.jp/common/001273509.pdf>、2019年9月14日閲覧）。
- 5) 国際研修協力機構「職種別統計（2014～2016）」より作成（<https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/statistics.html>、2019年9月15日閲覧）。
- 6) 外国人技能実習機構「技能実習制度の現状（平成31年2月18日）」より作成。

- 7) 実習実施者が外国人技能実習生を受け入れる方式には2つのタイプがある。1つは、実習を行う企業が、送り出し国の企業から直接職員を受け入れる「企業単独型」である。実習生の人数を多く確保したい大企業などは、この直接受け入れを進めている。もう1つが「団体監理型」で、現地の仲介業者（送り出し機関）を通じて日本の組合単位で受け入れた実習生を、各事業所に割り振る形式である。実習先が農家や規模の小さな事業所の場合に、こちらの方式が採られる（NHK取材班、2017：87）。
- 8) 愛媛労働局「愛媛県の外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」（<https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/content/contents/gaikokujinkoyoujyoukyouH3010.pdf>、2019年9月12日閲覧）。2)の資料とは集計月が異なるため、表1の愛媛県の数値と合致しない。
- 9) この外国人労働者数に占める技能実習生数の割合の上位県を記すと、1位・宮崎（67.6%）、3位・徳島（65.4%）、4位・鹿児島（63.3%）、5位・岩手（62.2%）、6位・青森（62.0%）、7位・熊本（62.0%）、8位・香川（60.0%）、9位・高知（59.2%）、10位・鳥取（55.1%）である。九州、四国、東北地方が上位に固まっていることが分かる。厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（平成30年10月末現在）」より作成。
- 10) 愛媛県「外国人材の雇用・共生推進シンポジウム」（2019年8月2日開催@愛媛県美術館）配布資料。
- 11) 愛媛労働局「愛媛県の外国人雇用状況の届出状況」各年版より作成（https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/kyujin/20902_00003.html、2019年9月20日閲覧）。
- 12) 愛媛県中小企業団体中央会「愛媛県外国人技能実習生受入組合協議会、ベトナム労働省と技能実習生受入れに関する協定を締結！」（<http://bp-ehime.or.jp/contents/?p=583>、2019年9月21日閲覧）。
- 13) アジア経済ニュース「外国人実習でミャンマー視察、愛媛の協議会」（<https://www.nna.jp/news/show/61333>、2019年9月21日閲覧）。
- 14) 愛媛県庁、2018、「平成29年度1月知事定例記者会見（平成30年1月26日）の要旨について」（<https://www.pref.ehime.jp/governor/teirei/kaiken300126.html>、2019年9月22日閲覧）。
- 15) 愛媛県中小企業団体中央会「シルクロード要衝の地！ウズベキスタン海外視察報告」（<http://bp-ehime.or.jp/contents/?p=1498>、2019年9月24日閲覧）。
- 16) 愛媛県「外国人材の雇用・共生推進シンポジウム」配布資料。
- 17) 愛媛労働局「愛媛県の外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」より作成。
- 18) 愛媛労働局「愛媛県の外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」。
- 19) 法務省「在留外国人統計（2018年12月末）」内の「市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」より作成。

- 20) 愛媛県「外国人材の雇用・共生推進シンポジウム」配布資料。
- 21) 本稿の趣旨からは逸れるが、労働や経営という側面ではなく、多文化共生や社会変動という側面から実習生問題を眺めた際、上林の以下の指摘には留意しておかなくてはならないだろう。「比較的低熟練職種に従事する技能実習生については、事業主も定住化を求めている。彼らを長期雇用して生活費に見合う賃金を支払う必要性が薄いからだ。……技能実習生のうち定住化する可能性がある人は、職場で一定以上のレベルに達した一部の優秀な人、すなわち技能実習3号に移行可能な少数者のみだろう」（上林、2019：12）。これを一種の排除問題とみなすか、それとも社会秩序の急激な変化を回避する手立てとみなすかによって、評価が分かれると思われる。
- 22) この点は、先述の眞住（2018）の指摘と共通していると言える。
- 23) 内海（2013）は、今治市には中小造船企業、中小船用メーカー、個人経営船主、商社などで構成される独自の複合的集積があり、この集積内部の各主体は人的関係で強固に結合しているという。また、この集積内部には「無尽の会」という利害調整を行う独特な組織が存在し、相互依存的で水平的な企業間関係が維持されていると指摘している。今回、A社から伺えた「企業同士の横のつながり」が、内海の言う相互依存的で水平的な企業間関係とどの程度重なっているのかは、今後の調査によって明らかにしていかななくてはならない。

引用文献

- いよぎん地域経済研究センター、2018、『目で見える愛媛の経済と産業 えひめNOW2018』、いよぎん地域経済研究センター。
- 内海聖弥、2013、「グローバル競争下における造船業の立地調整と産業集積——愛媛県今治市を中心として」、『経済地理学年報』、59：269-290。
- NHK取材班、2017、『外国人労働者をどう受け入れるか——「安い労働力」から「戦力」へ』、NHK出版新書。
- 上林千恵子、2017、「外国人技能実習法の成立と技能実習制度の今後」、『労働調査』、569：11-17。
- 、2019、「地域社会における外国人労働者受け入れ——人口減少と技能実習生への依存の深化」、『生活経済政策』、266：5-13。
- 小井土彰宏、2019、「技能——日本の理解を刷新するとき」、高谷幸編著、『移民政策とは何か——日本の現実から考える』、205-225、人文書院。
- 志甫啓、2012、「外国人研修生・技能実習生の受入れが有する若年人口補充の役割及び景気感応性」、『移民政策研究』、4：41-60。

- 高谷幸、2019、「移民社会の現実を踏まえて」、同編著、『移民政策とは何か——日本の現実から考える』、7-22、人文書院。
- 二階堂裕子、2016、「『非集住地域』における日本語学習支援活動を通じた外国人住民の支援と包摂——ベトナム人技能実習生の事例から」、徳田剛・二階堂・魁生由美子、『外国人住民の「非集住地域」の地域特性と生活課題——結節点としてのカトリック教会・日本語教室・民族学校の視点から』、創風社出版、81-102。
- 眞住優助、2018、「外国人技能実習制度の利用の地域差とその要因の分析——水産加工業の事例」、『社会学評論』、68(4) : 479-495。
- 望月優大、2019、『ふたつの日本——「移民国家」の建前と現実』、講談社現代新書。